

令和元年度

介護保険サービス事業者等集団指導資料

介護老人保健施設

(介護予防) 短期入所療養介護

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局

長寿社会課介護サービス指導室

『介護老人保健施設における留意事項について』

人員・運営に関する基準関係

1 人員に関する基準

医師	常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上 常勤の医師が1人以上配置されなければならない(※1)
薬剤師	実情に応じた適当数(標準:入所者の数を300で除した数以上)
看護職員又は介護職員	①常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上 ②看護・介護職員の総数の 7分の2程度・・・看護職員 7分の5程度・・・介護職員が標準
(看護職員:看護師 若しくは准看護師)	③看護・介護職員は、介護老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員であることが原則(※2)
支援相談員	常勤1以上(入所者の数が100を超える場合は、常勤の支援相談員1名に加え、常勤換算方法で、100を超える部分を100で除して得た数以上)
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	常勤換算方法で、入所者の数を100で除して得た数以上
栄養士	入所定員が100人以上の施設は常勤職員を1以上(同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合は、兼務職員でも可) (100人未満の施設でも常勤職員の配置に努めること)
介護支援専門員	常勤、専従で1以上(入所者100人に1人を標準、増員分は非常勤可)(入所者の処遇に支障がない場合は、当該老健の他の職務との兼務可(※3)、サテライト型小規模老健の職務との兼務可)
調理員、事務員その他従業者	実情に応じた適当数(適正なサービスを確保できる場合は、併設施設との職員の兼務や業務委託でも可)

※1 医師に係る人員基準

【基準解釈通知】

- (1) 介護老人保健施設においては、常勤の医師が1人以上配置されなければならないこと。したがって、入所者数100人未満の介護老人保健施設にあっても常勤の医師1人の配置が確保されなければならないこと。
- (2) ただし、複数の医師が勤務をする形態であり、このうち1人の医師が入所者全員の病状等把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤の医師1人とあるのは、常勤換算で医師1人として差し支えない。
- (3) 上記にかかわらず、介護医療院又は病院若しくは診療所(医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限る。)と併設されている介護老人保健施設(医療機関併設型小規模介護老人保健施設を除く。)にあつては、必ずしも常

勤の医師の配置は必要でない。よって、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延長時間が基準に適合すれば差し支えない。ただし、このうち1人は入所者全員の病状等把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければならぬ。なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておく必要がある。

- (4) 介護老人保健施設で行われる(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションの事業所の職務であつて、当該施設の職務と同時並行的に行われることで入所者の処遇に支障がない場合は、介護保健施設サービスの職務時間と(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションの職務時間を合計して介護老人保健施設の勤務延長時間として差し支えないこと。

【病院又は診療所と介護老人保健施設等との併設等について(平成30年3月27日医政発0327第31号・老発0327第6号)】

- ・ 病院又は診療所の医師、看護師その他の従業者と介護保険施設等の医師、薬剤師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療その他のサービスの提供に支障がないように注意すること。

- ・ 従業者数の算定に当たっては、それぞれの施設における勤務実態に応じて按分すること。ただし、管理者が常勤を要件とする場合について、病院又は診療所と併設する介護保険施設等の管理者を兼ねている場合にあつては、当該者を常勤とみなして差し支えないこと。

※2 看護職員に係る人員基準

【基準解釈通知】

業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び看護・介護職員が当該介護老人保健施設に併設される介護サービス事業所の職務に従事する場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても可。

- (1) 常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること。
- (2) 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務延長時間が常勤職員を充てる場合の勤務延長時間以上であること。

また、併設事業所の職務に従事する場合は、介護老人保健施設において勤務する時間が勤務計画表によって管理されなければならない。介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延長時間に、併設事業所の職務に従事する時間は含まれない。

※3 介護支援専門員に係る人員基準

【基準解釈通知】

この場合、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務延長時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができる。

しかし、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められない。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

## 介護老人保健施設

◎ 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の減算について

- (1) 看護・介護職員の人員基準欠如
- ① 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合  
→ その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が70%に減算となる。
- ② 人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合  
→ その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が70%に減算となる。
- (2) 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員の人員基準欠如  
→ その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数が70%に減算となる。

## 2 運営に関する基準

(1) 管理者による管理

【介護保険法第95条第1項】

介護老人保健施設の開設者は、都道府県知事の承認を受けた医師に当該介護老人保健施設を管理させなければならない。

→ 管理者を変更する場合も、あらかじめ都道府県知事の承認が必要

【老健基準第23条】

介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(2) 退所

【老健基準第8条第4項】

介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居室において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討し、その内容を記録しなければならない。

【老健基準第8条第6項】

介護老人保健施設は入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居室サービス計画の作成等の援助に資するため、居室介護支援事業者に対する情報提供のほか、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

【基準解釈通知】

入所者の退所に際しての、本人又は家族等に対する家庭での介護方法等に関する適切な指導、病院又は診療所の医師及び居宅介護支援事業者等に対する情報提供についできたいものであること。また、退所が可能になった入所者の退所を円滑に行うために、介護支援専門員及び支援相談員が中心となって、退所後の主治の医師及び居室介護支援事業者等並びに市町村と十分連携を図ること。

## 介護老人保健施設

### 介護報酬関係

#### 1 在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価について

	超強化型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ		在宅強化型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ		基本型	その他型 (左記以外)
	在宅復帰・在宅療養支援等指標	70以上	60以上	40以上		
在宅復帰・在宅療養支援等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	左記の要件を満たさない
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	
充実したリハビリ	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

#### I 基本型

- (1) 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- (2) 通所介護費等の算定方法第13号ロに規定する基準に〔定員超過・人員基準欠如に〕該当していないこと。
- (3) 入所者の居室への退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。
- (4) 当該施設から退所した者の退所後30日以内（退所時の要介護状態区分が要介護4又は要介護5の場合にあつては、14日以内）に、当該施設の従業者が当該入所者の居室を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の居室における生活が継続する見込みであることを確認し、記録していること。
- (5) 入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
- (6) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が20以上であること。

#### II 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（I）

- (1) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が40以上であること。
- (2) 「地域に貢献する活動」を行っていること。

【留意事項通知】

- ロ 「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとする。
- (a) 地域との連携については、基準令第35条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところであるが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。

## 介護老人保健施設

(b) 当該活動は、地域住民への介護予防を含む健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民と当該介護老人保健施設の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めること。

(c) 当該基準については、平成30年度に限り、平成31年度中に当該活動を実施する場合を含むものとしてしているところであるが、各施設において地域の実情に合わせた検討を行い、可能な限り早期から実施することが望ましいものであること。また、既に当該基準に適合する活動を実施している介護老人保健施設においては、更に創意工夫を行うよう努めることが望ましい。

(3) 基本型介護老人保健施設サービス費を算定していること。

### III 在宅強化型

(1) 介護老人保健施設（基本型）に係る施設基準（1）から（5）までに該当するものであること。

(2) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が6.0以上であること。

(3) 地域に貢献する活動を行っていること。

(4) 入所者に対し、少なくとも週三回程度のリハビリテーションを実施していること。

### IV 在宅復帰・在宅療養支援機能加算（II）

(1) 在宅復帰・在宅療養支援等指標の合計値が7.0以上であること。

(2) 在宅強化型介護老人保健施設サービス費を算定していること。

### A 在宅復帰率

算定日が属する月の前6月間において、退所者のうち、居宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。）の占める割合が5.0%を超える場合は2.0、5.0%以下かつ3.0%を超える場合は1.0、3.0%以下である場合は0となる数。

a 施設基準第14号イ(1)(七)Aの基準における居宅とは、病院、診療所及び介護施設を除くものである。また、この基準において、算定日が属する月の前6月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 算定日が属する月の前6月間における居宅への退所者で、当該施設における入所期間が1月間を超えていた者の延数

(ii) 算定日が属する月の前6月間における退所者の延数

(iii) 算定日が属する月の前6月間における死亡した者の総数

A 在宅復帰率		B ベッド回転率	
① 前6月間における居宅への退所者の延数 (注1,2,3,4)	人	① 前3月間の延入所者数(注6)	人
② 前6月間における退所者の延数 (注3,4)	人	② 前3月間の新規入所者の延数 (注6,7)	人
③ 前6月間における死亡した者の総数 (注5)	人	③ 前3月間の新規退所者数(注8)	人
		④ $(1) \div (2) \times 100$ (注5)	%
		⑤ $30.4 \times (1) \times (2) + 2$	%
		⑥ $10\% \text{以上}$	→ 20
		⑦ $5\% \text{以上} 10\% \text{未満}$	→ 10
		⑧ $5\% \text{未満}$	→ 0

(b) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に入院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間は入所期間と

## 介護老人保健施設

みなすこととする。

(c) 退所後直ちに短期入所生活介護又は短期入所療養介護若しくは小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス等を利用する者は居宅への退所者に含まない。

(d) (a)の分母(ii)に掲げる数(iii)に掲げる数(が零の場合、算定日が属する月の前6月間における退所者のうち、居宅において介護を受けることとなった者の占める割合は零とする。

### B ベッド回転率

30.4を当該施設の平均在日数で除して得た数が1.0%以上である場合は2.0、1.0%未満かつ5.0%以上である場合は1.0、5.0%未満である場合は0となる数。

b 施設基準第14号イ(1)(七)Bの基準における、30.4を当該施設の入所者の平均在日数で除して得た数については、短期入所療養介護の利用者を含まないものとする。また、平均在日数については、直近3月間の数値を用いて、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 当該施設における直近3月間の延入所者数

(ii) (当該施設における当該3月間の新規入所者の延数+当該施設における当該3月間の新規退所者数)÷2

B ベッド回転率		B ベッド回転率	
① 前3月間の延入所者数(注6)	人	① 10%以上	→ 20
② 前3月間の新規入所者の延数 (注6,7)	人	② $5\% \text{以上} 10\% \text{未満}$	→ 10
③ 前3月間の新規退所者数(注8)	人	③ $5\% \text{未満}$	→ 0
		④ $30.4 \times (1) \times (2) + 2$	%
		⑤ $10\% \text{以上}$	→ 20
		⑥ $5\% \text{以上} 10\% \text{未満}$	→ 10
		⑦ $5\% \text{未満}$	→ 0

(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、この他に、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

(c) (a)において新規入所者数とは、当該3月間に新たに当該施設に入所した者(以下「新規入所者」という。)の数をいう。当該3月以前から当該施設に入所していた者は、新規入所者数には算入しない。

また、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に入院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。

(d) (a)において新規退所者数とは、当該3月間に当該施設から退所した者の数をいう。当該施設において死亡した者及び医療機関へ退所した者は、新規退所者に含むものである。ただし、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に入院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規退所者数には算入しない。

### C 入所前後訪問指導割合

入所者のうち、入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定(退所後にその居宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合を含む。)を行

## 介護老人保健施設

った者の占める割合が30%以上である場合は10、30%未満かつ10%以上である場合は5、10%未満である場合は0となる数。

c 施設基準第14号イ(1)(七)Cの基準における、入所者のうち、入所期間が1月を超えたと見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者のうち、入所期間が1月以上であるが見込まれる入所者であって、入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の延数

(ii) 算定日が属する月の前3月間における新規入所者の延数

①	前3月間における新規入所者のうち、入所期間が1月以上であるが見込まれる入所者の延数 (注1、1.1)	人	→	④	$(D) \div (E) \times 100$ (注1.2)	%	→	30%以上 10%以上30%未満 10%未満	10 5 0
②	前3月間における新規入所者の延数 (注1.1)	人							

(b) (a)において居室とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)の(i)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等(居室のうち自宅を除くもの。)を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。

(c) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に入院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、新規入所者数には算入しない。

(d) (a)において、退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、必要情報を収集するとともに、当該入所者が退所後生活する居室の状況に合わせ、入所者の意向を踏まえ、入浴や排泄等の生活機能について、入所中に到達すべき改善目標を定めるとともに、当該目標に到達するために必要な事項について入所者及びその家族等に指導を行い、それらを踏まえ退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことである。また、指導日及び指導内容の要点については診療録等に記載すること。

(e) (a)の分母(ii)に掲げる数)が零の場合、入所期間が1月を超えたと見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者の占める割合は零とする。

## D 退所前後訪問指導割合

入所者のうち、入所期間が1月を超えたと見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者(退所後にその居室ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等を訪問し、連絡調整、情報提供等を行った場合を含む。)の占める割合が30%以上である場合は10、

## 介護老人保健施設

30%未満かつ10%以上である場合は5、10%未満である場合は0となる数。

d 施設基準第14号イ(1)(七)Dの基準における、新規退所者のうち、入所期間が1月を超えたと見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 算定日が属する月の前3月間における新規退所者のうち、入所期間が1月以上退所後30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の延数

(ii) 算定日が属する月の前3月間における居室への新規退所者の延数

①	前3月間における新規退所者のうち、退所後30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室への訪問退所者の延数 (注1.1、1.4、1.5)	人	→	④	$(D) \div (E) \times 100$ (注1.6)	%	→	30%以上 10%以上30%未満 10%未満	10 5 0
②	前3月間における居室への新規退所者の延数 (注1.5)	人							

(b) (a)において居室とは、病院、診療所及び介護保険施設を除くものであり、(a)には、退所後に当該者の自宅ではなく、他の社会福祉施設等に入所する場合であって、当該者の同意を得て、当該社会福祉施設等(居室のうち自宅を除くもの。)を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った者を含む。

(c) (a)において、当該施設を退所後、直ちに病院又は診療所に入院し、一週間以内に入院した後、直ちに再度当該施設に入所した者については、当該入院期間に入所期間とみなすこととする。

(d) (a)において、退所後の療養上の指導とは、医師、看護職員、支援相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員等が協力して、退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、必要情報を収集するとともに、必要事項について入所者及びその家族等に指導を行うことという。また、指導日及び指導内容の要点を診療録等に記載すること。

なお、同一の入所者について、当該退所後の療養上の指導のための訪問と施設基準第14号イ(1)(七)Cで規定する退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針を決定するための訪問を同一日に行なった場合には、d(a)の(i)に掲げる数には含まれない。

(e) (a)の分母(ii)に掲げる数)が零の場合、退所者のうち、入所期間が1月を超えたと見込まれる者の退所前30日以内又は退所後30日以内に当該者が退所後生活することが見込まれる居室を訪問し、当該者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った者の占める割合は零とする。

## E 居室サービスの実施状況

法第八条第五項に規定する訪問リハビリテーション、法第八条第八項に規定する通所リハビリテーション及び法第八条第十項に規定する短期入所療養介護について、当該施設(当

## 介護老人保健施設

該施設に併設する病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を含む。)において全てのサービスを実施している場合は5、いずれか2種類のサービスを実施している場合は3、いずれか1種類のサービスを実施している場合は2、いずれも実施していない場合は0となる数。

e 施設基準第14号イ(1)(七)Eの基準については、当該施設において、算定日が属する月の前3月間に提供実績のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を用いること。

ただし、当該施設と同一敷地内又は隣接若しくは近接する地域の病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、相互に職員の仕事や施設のある訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の種類数を合算することができる。

### F リハ専門職員の配置割合

当該施設において、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が5以上である場合は5、5未満かつ3以上である場合は3、3未満である場合は0となる数。

f 施設基準第14号イ(1)(七)Fの基準における、常勤換算方法で算定したリハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数×(iii)に掲げる数×(iv)に掲げる数×100  
 (i) 算定日が属する月の前3月間における理学療法士等の当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延長時間数  
 (ii) 理学療法士等が当該3月間に勤務すべき時間(当該3月間における1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)  
 (iii) 算定日が属する月の前3月間における延入所者数  
 (iv) 算定日が属する月の前3月間の日数

①	第3月間における理学療法士等の当該サービス提供に従事する勤務延長時間数(注1.8)	時間	→	5以上
②	理学療法士等が第3月間に勤務すべき時間(注1.8、1.9)	時間	→	3以上5未満 → 3未満
③	算定日が属する月の前3月間における延入所者数(注2.0)	人	→	0
④	算定日が属する月の前3月間の日数	日	→	0

(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

(c) (a)において理学療法士等とは、当該介護老人保健施設の入所者に対して主としてリハビリテーションを提供する業務に従事している理学療法士等をいう。

(d) (a) (i)において、当該3月間に勤務すべき時間数の算出にあつては、常勤換算方法で用いる当該者の勤務すべき時間数を用いることとし、例えば、1週間単位で勤務すべき時間数を規定している場合には、1週間に勤務すべき時間数を7で除した数に当該3月間の日数を乗じた数を用いることとする。なお、常勤換算方法と同様に、1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。

## 介護老人保健施設

### G 支援相談員の配置割合

当該施設において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数が3以上の場合は5、3未満かつ2以上の場合は3、2未満の場合は0となる数。

g 施設基準第14号イ(1)(七)Gの基準において、常勤換算方法で算定した支援相談員の数を入所者の数で除した数に100を乗じた数については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数×(iii)に掲げる数×(iv)に掲げる数×100  
 (i) 算定日が属する月の前3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延長時間数  
 (ii) 支援相談員が当該3月間に勤務すべき時間(当該3月間中における1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)  
 (iii) 算定日が属する月の前3月間における延入所者数  
 (iv) 算定日が属する月の前3月間の日数

①	第3月間において支援相談員が当該介護保健施設サービスの提供に従事する勤務延長時間数(注2.1)	時間	→	3以上
②	支援相談員が第3月間に勤務すべき時間(注1.9)	時間	→	2以上3未満 → 2未満
③	第3月間における延入所者数(注2.0)	人	→	0
④	第3月間の日数	日	→	0

(b) (a)において入所者とは、毎日24時現在当該施設に入所中の者をいい、当該施設に入所してその日のうちに退所又は死亡した者を含むものである。

(c) (a)において支援相談員とは、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、主として次に掲げるように入所者に対する各種支援及び相談の業務を行う職員をいう。

- ① 入所者及び家族の処遇上の相談  
 ② レクリエーション等の計画、指導  
 ③ 市町村との連携  
 ④ ボランティアの指導

### H 要介護4又は5の割合

算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合が50%以上である場合は5、50%未満かつ35%以上である場合は3、35%未満である場合は0となる数。

h 施設基準第14号イ(1)(七)Hの基準における、入所者のうち要介護状態区分が要介護4又は要介護5の者の占める割合については、以下の式により計算すること。

- (a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数  
 (i) 算定日が属する月の前3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者延日数  
 (ii) 当該施設における直近3月間の入所者延日数

①	第3月間における要介護4若しくは要介護5に該当する入所者の延日数	日	→	50%以上 → 35%以上50%未満 → 35%未満
②	当該施設における直近3月間の入所者延日数	日	→	0

I 喀痰吸引の実施割合

算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合が10%以上である場合は5、10%未満かつ5%以上である場合は3、5%未満である場合は0となる数。

i 施設基準第14号イ(1)(七)Iの基準における、入所者のうち、喀痰吸引が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数

(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数

①	直近3月間の入所者ごとの喀痰吸引を実施した延入所者数(表2.2.2.3)	→	10%以上 → 5%以上10%未満 → 5%未満	5 3 0
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	→	③ ①÷②×100	

J 経管栄養の実施割合

算定日が属する月の前3月間における入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合が10%以上である場合は5、10%未満かつ5%以上である場合は3、5%未満である場合は0となる数。

j 施設基準第14号イ(1)(七)Jの基準における、入所者のうち、経管栄養が実施された者の占める割合については、以下の式により計算すること。

(a) (i)に掲げる数÷(ii)に掲げる数

(i) 当該施設における直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数

(ii) 当該施設における直近3月間の延入所者数

①	直近3月間の入所者ごとの経管栄養を実施した延入所者数(表2.2.2.4)	→	10%以上 → 5%以上10%未満 → 5%未満	5 3 0
②	当該施設における直近3月間の延入所者数	→	③ ①÷②×100	

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (平成30年3月23日) 問103】

・ 介護保健施設サージス費(Ⅰ)においては、届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から算定を開始するものであり、「算定日が属する月の前6月間」又は「算定日が属する月の前3月間」とは、算定を開始する月の前月を含む前6月間又は前3月間のことをいう。

・ ただし、算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、算定を開始する月の前々月末までの状況に基づき前月に届出を行う取扱いとしても差し支えない。

・ なお、在宅復帰・在宅療養支援機能加算及び介護療養型老人保健施設の基本施設サージス費についても同様の取扱いである。

(参考) 平成30年6月から算定を開始する場合

・ 算定日が属する月の前6月間…平成29年12月から平成30年5月まで

(算定を開始する月の前月末の状況を届け出ることが困難である場合は、平成29年11月から平成30年4月まで)

・ 算定日が属する月の前3月間…平成30年3月から5月まで

●算定要件を満たさなくなった場合

【老企第40号第2の6(2)で運用する3(1)②イ】〔読み替えて記載〕

適用すべき所定単位数の算定区分については、月の末日において、それぞれの算定区分に係る施設基準を満たさない場合は、当該施設基準を満たさなくなった月の翌々月に変更の届出を行い、当該月から、介護老人保健施設サージス費(Ⅳ)の介護老人保健施設サージス費(Ⅰ)若しくは(ⅱ)又はユニット型介護老人保健施設サージス費(Ⅳ)のユニット型介護老人保健施設サージス費(Ⅰ)若しくは(ⅱ)を算定することとなる。(ただし、翌月の末日において当該施設基準を満たしている場合を除く。)

●基本報酬のいわゆる「その他」を算定している場合に、算定しない加算

○介護保健施設サージス

- ・ 短期集中リハビリテーション実施加算
- ・ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
- ・ 再入所時栄養連携加算
- ・ 入所前後訪問指導加算
- ・ 退所時等支援等加算
- ・ 低栄養リスク改善加算
- ・ 経口移行加算
- ・ 経口維持加算
- ・ 口腔衛生管理体制加算
- ・ 口腔衛生管理加算
- ・ かかりつけ医連携薬剤調整加算
- ・ 所定疾患施設療養費
- ・ 地域連携診療計画情報提供加算
- ・ 褥瘡マネジメント加算
- ・ 排せつ支援加算

○介護老人保健施設における短期入所療養介護費

- ・ 個別リハビリテーション実施加算
- ・ 重度療養管理加算
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

○介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

- ・ 個別リハビリテーション実施加算
- ・ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算

『短期入所療養介護における留意事項について』

介護報酬関係

1 緊急短期入所受入加算 90単位

別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日に90単位を所定単位数に加算する。

<厚生労働大臣が定める利用者>

利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所療養介護を受けることが必要と認められた利用者

【算定基準留意事項】

- ① 本加算は、介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって、かつ、**居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、その必要性を認め緊急に短期入所療養介護が行われた場合に算定できる。**
- ② やむを得ない事情により、当該介護支援専門員との事前連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、短期入所療養介護事業所により緊急に短期入所療養介護が行われた場合であって、事後に当該介護支援専門員によって、当該サービス提供が必要であったと判断された場合についても、当該加算を算定できる。
- ③ 7日を限度として算定することとするのは、本加算が、緊急に居宅サービス計画の変更を必要とした利用者を受け入れる際の初期の時間を評価したものであるためであり、利用開始後8日目以降の短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではないことに留意すること。また、緊急に受入れを行った事業所については、当該利用者が速やかに居室における生活に復帰できるよう、居宅介護支援事業者と密接な連携を行い、相談すること。

④ 緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めること。

⑤ 認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定した場合には、当該加算に算定できないものであること。

⑥ 緊急受入れに対応するため、居宅介護支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また、空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するように努めること。

2 利用者に対して送迎を行う場合 184単位

利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者

に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき184単位を加算する。

→ 送迎を行うことが必要な事由を記録しておくこと